

○浜田市景観条例施行規則

平成28年12月22日

規則第38号

(趣旨)

第1条 この規則は、景観法（平成16年法律第110号。以下「法」という。）及び浜田市景観条例（平成28年浜田市条例第47号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(工作物)

第2条 条例第2条第2項第4号の建築物以外のもので規則で定めるものは、次に掲げるものとする。

- (1) 垣（生垣を除く）、さく、塀、擁壁その他これらに類するもの
- (2) 煙突、排気塔その他これらに類するもの
- (3) 鉄筋コンクリート造の柱、金属製の柱その他これらに類するもの
- (4) 電波塔、記念塔、物見塔その他これらに類するもの
- (5) 高架水槽、冷却塔その他これらに類するもの
- (6) 彫像、記念碑その他これらに類するもの
- (7) 観覧車、飛行塔、メリーゴーランド、ウォーターシュート、コースターその他これらに類するもの
- (8) 太陽光発電設備（同一敷地若しくは一団の土地又は海上に設置するものであって、建築物の屋根、屋上等に設置するものを除く。）その他これらに類するもの
- (9) コンクリートプラント、アスファルトプラント、クラッシャープラントその他これらに類するもの
- (10) 石油、ガス、液化石油ガス、穀物、飼料等を貯蔵し、又は処理するもの
- (11) 汚水処理施設、汚物処理施設、ごみ処理施設その他これらに類するもの
- (12) 風力発電設備その他これらに類するもの
- (13) 橋その他これらに類するもの
- (14) 立体駐車場その他これらに類するもの
- (15) 電気供給又は有線電気通信のための電線路、空中線及び支持物
- (16) 広告板、広告塔、装飾塔その他これらに類するもの
- (17) その他市長が指定するもの

(景観計画の変更に係る軽微な変更)

第3条 条例第7条第2項の規則で定める軽微な変更は、次に掲げる変更以外の変更とする。

- (1) 法第8条第2項に掲げる事項の変更
- (2) 法第8条第3項の方針の変更
(提案手続)

第4条 法第11条第1項又は第2項の規定による提案は、景観計画提案書（様式第1号）に、市長が必要と認める図書を添えて行うものとする。

(提案を採用しない場合の手続)

第5条 法第14条第1項の規定による通知は、景観計画提案についての通知書（様式第2号）によるものとする。

(事前協議の申出)

第6条 条例第11条第1項の規定による事前協議をしようとする者は、景観計画区域内行為事前協議申出書（様式第3号）により、市長に申し出るものとする。

2 条例第11条第2項の助言又は指導は、景観計画区域内事前協議回答書（様式第4号）により行うものとする。

(行為の届出)

第7条 法第16条第1項の規定による届出は、次の各号に掲げる行為の区分に応じ、当該各号に定める届出書により行うものとする。

- (1) 法第16条第1項第1号又は第2号に規定する行為 建築行為等届出書（様式第5号）
- (2) 法第16条第1項第3号に規定する行為 開発行為届出書（様式第6号）
- (3) 条例第12条第1項第1号に規定する行為 土地の形質の変更届出書（様式第7号）
- (4) 条例第12条第1項第2号に規定する行為 物件の堆積届出書（様式第8号）
- (5) 条例第12条第1項第3号に規定する行為 水面の埋立て又は干拓届出書（様式第9号）
- (6) 条例第12条第1項第4号に規定する行為の届出 木竹の伐採届出書（様式第10号）

2 条例第12条第2項及び条例第13条の規則で定める図書は、次に掲げる行為の区分に応じ、当該各号に定める図書とする。

- (1) 法第16条第1項第1号及び第2号に規定する行為 次に掲げる図書
ア 外部仕上げ表

イ 構造詳細図（工作物の場合に限る。）

ウ その他市長が必要と認める図書

(2) 法第16条第1項第3号及び条例第12条第1項各号に規定する行為 次に掲げる図書

ア 現況平面図

イ 計画平面図

ウ 現況断面図

エ 計画断面図

オ その他市長が必要と認める図書

3 法第16条第2項の規定による行為の変更の届出は、届出後の変更届出書（様式第11号）に、景観法施行規則（平成16年国土交通省令第100号）第1条第2項各号に掲げる図書のうち、当該変更する事項に関するものを添付して行うものとする。

（行為の届出の適用除外）

第8条 条例第14条第1号の規則で定める行為は、別表の左欄に掲げる地区の区分に応じ、同表の中欄に掲げる行為の区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる規模のものとする。

2 条例第14条第2号の規則で定める行為は、次に掲げる行為とする。

(1) 文化財保護法（昭和25年法律第214号）第43条の2第1項、第64条第1項又は第127条第1項の規定による届出に係る行為

(2) 自然公園法（昭和32年法律第161号）第20条第1項の特別地域内において行う同条第3項各号に掲げる行為、同法第21条第1項の特別保護地区内において行う同条第3項各号に掲げる行為及び同法第33条第1項の普通地域内において行う同項各号に掲げる行為

(3) 島根県文化財保護条例（昭和30年島根県条例第6号）第14条第1項若しくは第35条第1項に規定する許可に係る行為又は同条例第15条第1項（同条例第29条又は第36条において準用する場合を含む。）若しくは第28条第1項の規定による届出に係る行為

(4) 島根県立自然公園条例（昭和36年島根県条例第11号）第11条第4項に規定する許可に係る行為又は同条例第13条第1項の規定による届出に係る行為

(5) 島根県自然環境保全条例（昭和48年島根県条例第24号）第19条第4項に規定する許可に係る行為又は同条例第21条第1項の規定による届出に係る行為

(6) 浜田市文化財保護条例（平成17年浜田市条例第114号）第12条の規定による届出に係る行為又は同条例第15条第1項に規定する許可に係る行為

(7) 法令又はこれに基づく処分による義務の履行として行う行為
(行為の完了等の届出)

第9条 条例第15条第1項の規定による完了又は中止の届出は、行為完了（中止）届出書（様式第12号）に市長が必要と認める図書を添えて行うものとする。

2 条例第15条第2項の規定による完了検査の結果通知は、完了検査結果通知書（様式第13号）により行うものとする。
(勧告)

第10条 法第16条第3項の規定による勧告は、勧告書（様式第14号）により行うものとする。
(公表)

第11条 条例第16条第3項の規定による公表は、次に掲げる事項について、浜田市公告式条例（平成17年浜田市条例第3号）第2条第2項に規定する掲示場への掲示その他の方法により行うものとする。

(1) 勧告を受けた者の住所及び氏名（法人その他の団体にあつては、その主たる事務所の所在地並びに名称及び代表者の氏名）

(2) 公表の理由及び勧告の内容

(3) その他市長が必要と認める事項

(命令)

第12条 法第17条第1項又は第5項の規定による命令は、命令書（様式第15号）により行うものとする。

(行為の着手制限)

第13条 法第17条第4項の規定による通知は、行為着手制限期間延長通知書（様式第16号）により行うものとする。

(身分証明書)

第14条 法第17条第8項及び法第23条第3項（法第32条第1項において準用する場合を含む。）に規定する身分を示す証明書は、身分証明書（様式第17号）とする。

(景観重要建造物及び景観重要樹木を表示する標識)

第15条 法第21条第2項及び法第30条第2項に規定する標識には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- (1) 指定番号及び指定年月日
- (2) 景観重要建造物の名称又は景観重要樹木の樹種
- (3) 景観重要建造物又は景観重要樹木の所在地
- (4) 指定の理由

2 前項の標識は、当該景観重要建造物又は当該景観重要樹木の景観を損なわないよう形態及び意匠に配慮するとともに、当該景観重要建造物の敷地内又は当該景観重要樹木の近傍で見やすい場所に設置するものとする。

(景観重要建造物及び景観重要樹木の現状変更の許可)

第16条 法第22条第1項本文又は法第31条第1項本文に規定する許可を受けようとする者は、景観重要建造物（樹木）現状変更許可申請書（様式第18号）に、次に掲げる図書を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 位置図
- (2) 現況平面図
- (3) 計画平面図
- (4) 現況立面図
- (5) 計画立面図
- (6) 現況写真（行為着手前）
- (7) その他市長が必要と認める図書

(景観重要公共施設の占用等に係る事前確認の申出)

第17条 条例第25条第1項に規定する事前確認をしようとする者は、景観重要公共施設の占用等事前確認申出書（様式第19号）により、市長に申し出るものとする。

2 市長は、前項の規定による申出があった場合において、その申出に係る行為について確認をしたときは、景観重要公共施設の占用等事前確認回答書（様式第20号）により回答するものとする。

(その他)

第18条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

別表（第8条関係）

地区	行為の区分	規模
重点地区（浜田城跡周辺地区）	法第16条第1項第1号に掲げる行為	建築物の高さ（増築又は改築（以下「増築等」という。）の場合に

	あつては、増築等の後の高さ）が5メートル以下及び建築面積（増築等の場合にあつては、増築等の後の建築面積）が100平方メートル以下のもの（増築等又は外観を変更することとなる修繕若しくは模様替若しくは色彩の変更（以下「外観変更」という。）の場合にあつては、当該増築等に係る部分の床面積又は外観変更に係る部分の面積が10平方メートルを超えるものを除く。）
法第16条第1項第2号に掲げる行為	(1) 第2条第1号に掲げる工作物にあつては、高さ（増築等の場合にあつては、増築等の後の高さ。以下この項において同じ。）が1.5メートル以下のもの（増築等又は外観変更の場合にあつては、当該増築等又は外観変更に係る部分の面積が10平方メートルを超えるものを除く。以下この項において同じ。） (2) 第2条第2号から第7号まで、第9号から第12号まで及び第14号に掲げる工作物にあつては、高さが5メートル以下（建築物と一体となつて設置される場合にあつては、当該工作物の上端の地盤面からの高さが5メートル以下）及び築造面積が100平方メートル以下のもの (3) 第2条第8号に掲げる工作物にあつては、設置面積の合計が

	100平方メートル以下のもの (4) 第2条第13号に掲げる工作物 にあつては、専ら自己の居住の用に供する一戸建て住宅専用のもの (5) 第2条第15号に掲げる工作物 にあつては、高さが10メートル以下（建築物と一体となって設置される場合にあつては、当該工作物の上端の地盤面からの高さが10メートル以下）のもの (6) 第2条第16号に掲げる工作物 にあつては、表示面積が10平方メートル以下のもの
法第16条第1項第3号に掲げる行為	当該開発行為に係る面積が1,000平方メートル以下のもの及び当該開発行為により生ずるのり面又は擁壁の高さが1.5メートル以下のもの
条例第12条第1項第1号に掲げる行為	当該行為に係る面積が1,000平方メートル以下のもの及び当該行為により生ずるのり面又は擁壁の高さが1.5メートル以下のもの
条例第12条第1項第2号に掲げる行為	当該行為に係る堆積の高さが1.5メートル以下及び当該行為の用に供される土地の面積が100平方メートル以下のもの
条例第12条第1項第3号に掲げる行為	全ての規模のもの
条例第12条第1項第4号に掲げる行為	当該行為に係る樹木の樹高が10メートル以下のもの

重点地区(浜田 漁港周辺地区)	法第16条第1項第1 号に掲げる行為	建築物の高さ（増築等の場合にあ っては、増築等の後の高さ）が10 メートル以下及び建築面積（増築 等の場合にあっては、増築等の後 の建築面積）が500平方メートル以 下のもの（増築等又は外観変更の 場合にあっては、当該増築等に係 る部分の床面積又は外観変更に係 る部分の面積が10平方メートルを 超えるものを除く。）
	法第16条第1項第2 号に掲げる行為	(1) 第2条第1号に掲げる工作物 にあっては、高さ（増築等の場合 にあっては、増築等の後の高さ。 以下この項において同じ。）が5 メートル以下のもの（増築等又は 外観変更の場合にあっては、当該 増築等又は外観変更に係る部分 の面積が10平方メートルを超え るものを除く。以下この項におい て同じ。） (2) 第2条第2号から第7号まで、 第9号から第12号まで及び第14号 に掲げる工作物にあっては、高さ が10メートル以下（建築物と一体 となって設置される場合にあっ ては、当該工作物の上端の地盤面 からの高さが10メートル以下）及 び築造面積が500平方メートル以 下のもの (3) 第2条第8号に掲げる工作物 にあっては、設置面積の合計が 500平方メートル以下のもの (4) 第2条第13号に掲げる工作物

	にあつては、専ら自己の居住の用に供する一戸建て住宅専用のもの (5) 第2条第15号に掲げる工作物にあつては、高さが10メートル以下（建築物と一体となって設置される場合にあつては、当該工作物の上端の地盤面からの高さが10メートル以下）のもの (6) 第2条第16号に掲げる工作物にあつては、表示面積が25平方メートル以下のもの
法第16条第1項第3号に掲げる行為	当該開発行為に係る面積が3,000平方メートル以下のもの及び当該開発行為により生ずるのり面若しくは擁壁の高さが5メートル以下又は長さが10メートル以下のもの
条例第12条第1項第1号に掲げる行為	当該行為に係る面積が3,000平方メートル以下のもの及び当該行為により生ずるのり面若しくは擁壁の高さが5メートル以下又は長さが10メートル以下のもの
条例第12条第1項第2号に掲げる行為	当該行為に係る堆積の高さが5メートル以下及び当該行為の用に供される土地の面積が1,000平方メートル以下のもの
条例第12条第1項第3号に掲げる行為	当該行為に係る面積が3,000平方メートル以下のもの及び当該行為により生ずるのり面若しくは擁壁の高さが5メートル以下又は長さが10メートル以下のもの
条例第12条第1項第4号に掲げる行為	全ての規模のもの

	為	
重点地区(美又温泉地区)	法第16条第1項第1号に掲げる行為	建築物の高さ（増築等の場合にあつては、増築等の後の高さ）が5メートル以下及び建築面積（増築等の場合にあつては、増築等の後の建築面積）が100平方メートル以下のもの（増築等又は外観変更の場合にあつては、当該増築等に係る部分の床面積又は外観変更に係る部分の面積が10平方メートルを超えるものを除く。）
	法第16条第1項第2号に掲げる行為	(1) 第2条第1号に掲げる工作物にあつては、高さ（増築等の場合にあつては、増築等の後の高さ。以下この項において同じ。）が1.5メートル以下のもの（増築等又は外観変更の場合にあつては、当該増築等又は外観変更に係る部分の面積が10平方メートルを超えるものを除く。以下この項において同じ。） (2) 第2条第2号から第7号まで、第9号から第12号まで及び第14号に掲げる工作物にあつては、高さが5メートル以下（建築物と一体となって設置される場合にあつては、当該工作物の上端の地盤面からの高さが5メートル以下）及び築造面積が100平方メートル以下のもの (3) 第2条第8号に掲げる工作物にあつては、設置面積の合計が100平方メートル以下のもの

		(4) 第2条第13号に掲げる工作物にあっては、専ら自己の居住の用に供する一戸建て住宅専用のもの (5) 第2条第15号に掲げる工作物にあっては、高さが10メートル以下（建築物と一体となって設置される場合にあっては、当該工作物の上端の地盤面からの高さが10メートル以下）のもの (6) 第2条第16号に掲げる工作物にあっては、表示面積が10平方メートル以下のもの
	法第16条第1項第3号に掲げる行為	当該開発行為に係る面積が1,000平方メートル以下のもの及び当該開発行為により生ずるのり面又は擁壁の高さが1.5メートル以下のもの
	条例第12条第1項第1号に掲げる行為	当該行為に係る面積が1,000平方メートル以下のもの及び当該行為により生ずるのり面又は擁壁の高さが1.5メートル以下のもの
	条例第12条第1項第2号に掲げる行為	当該行為に係る堆積の高さが1.5メートル以下及び当該行為の用に供される土地の面積が100平方メートル以下のもの
	条例第12条第1項第3号に掲げる行為	全ての規模のもの
	条例第12条第1項第4号に掲げる行為	当該行為に係る樹木の樹高が10メートル以下のもの
普通地区(その	法第16条第1項第1	建築物の高さ（増築等の場合にあ

他の景観計画区域)	号に掲げる行為	っては、増築等の後の高さ) が13メートル以下及び4階建て以下のもの並びに建築面積(増築等の場合にあつては、増築等の後の建築面積) が1,000平方メートル以下のもの(増築等又は外観変更の場合にあつては、当該増築等に係る部分の床面積又は外観変更に係る部分の面積が10平方メートルを超えるものを除く。)
	法第16条第1項第2号に掲げる行為	(1) 第2条第1号に掲げる工作物にあつては、高さ(増築等の場合にあつては、増築等の後の高さ。以下この項において同じ。) が5メートル以下のもの(増築等又は外観変更の場合にあつては、当該増築等又は外観変更に係る部分の面積が10平方メートルを超えるものを除く。以下この項において同じ。) (2) 第2条第2号から第7号まで及び第9号から第12号までに掲げる工作物にあつては、高さが13メートル以下(建築物と一体となって設置される場合にあつては、当該工作物の高さが5メートル以下及びその上端の地盤面からの高さが13メートル以下) 及び築造面積が1,000平方メートル以下のもの (3) 第2条第8号に掲げる工作物にあつては、設置面積の合計が1,000平方メートル以下のもの (4) 第2条第13号に掲げる工作物

	にあつては、専ら自己の居住の用に供する一戸建て住宅専用のもの (5) 第2条第14号に掲げる工作物にあつては、高さが13メートル以下（建築物と一体となって設置される場合にあつては、当該工作物の高さが10メートル以下及びその上端の地盤面からの高さが20メートル以下）及び築造面積が500平方メートル以下のもの (6) 第2条第15号に掲げる工作物にあつては、高さが20メートル以下のもの (7) 第2条第16号に掲げる工作物にあつては、表示面積が25平方メートル以下のもの
法第16条第1項第3号に掲げる行為	当該開発行為に係る面積が1万平方メートル（都市計画区域にあつては、3,000平方メートル）以下のもの及び当該開発行為により生ずるのり面若しくは擁壁の高さが5メートル以下又は長さが10メートル以下のもの
条例第12条第1項第1号に掲げる行為	当該行為に係る面積が1万平方メートル（都市計画区域にあつては、3,000平方メートル）以下のもの及び当該行為により生ずるのり面若しくは擁壁の高さが5メートル以下又は長さが10メートル以下のもの
条例第12条第1項第2号に掲げる行為	当該行為に係る堆積の高さが5メートル以下及び当該行為の用に供

為	される土地の面積が1,000平方メートル以下のもの
条例第12条第1項第3号に掲げる行為	当該行為に係る面積が3,000平方メートル以下のもの及び当該行為により生ずるのり面若しくは擁壁の高さが5メートル以下又は長さが10メートル以下のもの
条例第12条第1項第4号に掲げる行為	全ての規模のもの

様式第 1 号（第 4 条関係）

年 月 日

浜田市長 様

届出者 住所

氏名

印

電話番号

法人その他の団体にあつては、その主たる事務所の
所在地、名称及び代表者氏名を記入してください。

景観計画提案書

景観法第11条第1項（第2項）の規定により、次のとおり提案します。

計画の名称	
提案区域	
面積	m ²
提案資格	
提案理由及び 目的	
提案内容の概 要	
添付図書	☐ 計画素案 ☐ 景観法第 11 条に規定する提案を行うことができる者 であることを証する書類 ☐ 計画素案に係る区域が分かる公図の写し ☐ 計画素案に係る区域内の土地及び建物の登記簿謄本 ☐ 土地所有者等の同意を証する書類 ☐ 土地所有者等への説明に関する書類 ☐ 計画素案の概要を記した書類 ☐ その他

様式第 2 号（第 5 条関係）

第 号
年 月 日

様

浜田市長



景観計画提案についての通知書

年 月 日付けで提出のあった景観計画の提案について、提案を踏まえた景観計画の策定（変更）をしないこととなりましたので、景観法第14条第1項の規定により、次のとおり通知します。

提案を行う景観計画の名称	
理由	

様式第 3 号（第 6 条関係）

年 月 日

浜田市長 様

届出者 住所

氏名

印

電話番号

法人その他の団体にあっては、その主たる事務所の所在地、名称及び代表者氏名を記入してください。

景観計画区域内行為事前協議申出書

浜田市景観条例第 11 条第 1 項の規定により、次のとおり事前協議を申し上げます。

届出対象地 (対象に☑印を記入) (重点地区は該当地区に○印)	☐ 普通地区
	☐ 重点地区 (①浜田城跡周辺地区 ②浜田漁港周辺地区 ③美又温泉地区)

行為の場所	浜田市			
行為の期間	着手予定日	年 月 日	完了予定日	年 月 日
行為の種類	□建築物	用途（ ）		
		新築・改築・増築・移転・外観を変更することとなる修繕（模様替・色彩の変更）		
	□工作物	種類及び用途（ ）		
		新設・改築・増築・移転・外観を変更することとなる修繕（模様替・色彩の変更）		
	□都市計画法第 4 条第 12 項に規定する開発行為			
	□屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積			
	□土石の採取又は鉱物の掘採又は土地の形質の変更			
	□水面の埋立て又は干拓			
	□木竹の伐採			
届出内容に係る照会先	住所（所在地）			電話番号
	氏名（名称及び担当者の氏名）			
その他の参考事項				

行為の設計又は施行方法	建築物			届出部分	既存部分	合計	
		敷地面積		m ²	m ²	m ²	
		建築面積		m ²	m ²	m ²	
		延べ床面積		m ²	m ²	m ²	
		最高の高さ		m	m		
		仕上げ材料	屋根				
			外壁				
		色彩	屋根				
			外壁				
		構造		造り 階建て			
	工作物	種類	高さ及び 築造面積	構造	模様替	色彩	
			m m ²				
			m m ²				
	開発行為	種類（目的）	面積	法面又は擁壁の高さ及び長さ			
			m ²	m m			
	物件の堆積	種類（目的）	面積	法面又は擁壁の高さ及び長さ			
			m ²	m m			
	土地の形質の変更	種類（目的）	面積	法面又は擁壁の高さ及び長さ			
			m ²	m m			
	水面の埋立て又は干拓	種類（目的）	面積	法面又は擁壁の高さ及び長さ			
			m ²	m m			
木竹の伐採	伐採（ m ³ ） 樹高（ m） 樹種（)						
景観形成のため特に配慮した事項							

- 1 行為の種類欄は、該当する種類の中に表示の欄に☑印を付してください。
- 2 届出内容に係る照会先欄は、設計者、施工者等届出者以外の者へ照会を希望する場合にのみ記入してください。

様式第4号（第6条関係）

第 号
年 月 日

様

浜田市長



景観計画区域内事前協議回答書

浜田市景観条例第11条第2項の規定により、 年 月 日付け
で事前協議の申出のあった行為については、次のとおり回答します。

今後この協議内容に沿って、当該行為の着手30日前までに、景観法第16条
第1項又は第2項の規定により、届出書を提出してください。

行為の場所	浜田市
行為の種類	

協議結果

項目	技術的助言	備考

様式第 5 号（第 7 条関係）

（表面）

年 月 日

浜田市長 様

届出者 住所

氏名

印

電話番号

〔法人その他の団体にあつては、その主たる事務所の所在地、名称及び代表者氏名を記入してください。〕

建築行為等届出書

景観法第 16 条第 1 項第 1 号又は第 2 号の規定により、次のとおり届け出ます。

届出対象地 （対象に☑印を記入） （重点地区は該当地区に○印）	☐ 普通地区
	☐ 重点地区 （①浜田城跡周辺地区 ②浜田漁港周辺地区 ③美又温泉地区）

届出対象行為の種類（対象に☑印を記入）

建築物	☐ 建築物の新築、増築、改築、移転又は撤去
	☐ 外観を変更することとなる修繕、模様替、色彩の変更
工作物	☐ 工作物の新設、増築、改築、移転又は撤去
	☐ 外観を変更することとなる修繕、模様替、色彩の変更
	☐ 看板、自動販売機、室外機等の設置、取替又は移転

設計者	住所			
	氏名		電話	
施工者	住所			
	氏名		電話	
行為の場所	町名番地	浜田市		
	用途地域			
	その他			
行為の期間		着手予定	年 月 日	完了予定 年 月 日

(裏面)

建築物の概要	用 途							
	最高の高さ		m					
	階 数		地上	階	地下	階		
	構 造		造 一部 造					
	敷地面積		㎡					
	建築面積		届出部分	㎡	届出以外の部分	㎡	合計	㎡
	延べ面積		届出部分	㎡	届出以外の部分	㎡	合計	㎡
	屋上に設置する建築設備の種類及び高さ		高架水槽 m その他 () m					
	色彩の変更部分とその面積		面積 ㎡					
	仕上材	屋根		色彩	屋根			
外壁			外壁					
工作物の概要	種 類							
	高 さ		m (地上からの高さ m)					
	構 造		造 一部 造					
	築造面積		届出部分	㎡	届出以外の部分	㎡	合計	㎡
	敷地面積		㎡					
	仕上材			色彩				
	色彩の変更部分とその面積		面積 ㎡					

- (注) 1 仕上材欄には、表面仕上の材料をできるだけ詳しく記入してください。(例：石州瓦、波型スレート、小口タイル等)
- 2 色彩欄には、色調をできるだけ詳しく記入してください。
- 3 工作物の概要欄の高さについては、工作物を建築物の上部に設置しているときは屋根又は屋上からの高さ、工作物を建築物の側面に設置しているときは工作物そのものの高さを記入してください。

様式第 6 号（第 7 条関係）

年 月 日

浜田市長 様

届出者 住所

氏名

印

電話番号

法人その他の団体にあつては、その主たる事務所の
所在地、名称及び代表者氏名を記入してください。

開発行為届出書

景観法第 16 条第 1 項第 3 号の規定により、次のとおり届け出ます。

届出対象地 (対象に☑印を記入) (重点地区は該当地区に○印)	☐ 普通地区
	☐ 重点地区 (①浜田城跡周辺地区 ②浜田漁港周辺地区 ③美又温泉地区)

設計者	住所				
	氏名		電話		
施工者	住所				
	氏名		電話		
行為の場所	町名番地	浜田市			
	用途地域				
	その他				
行為の期間		着手 予定	年 月 日	完了 予定	年 月 日
開発行為の概要	開発区域の面積	㎡			
	行為の目的	住宅 (区画) (最小区画面積 ㎡)			
		その他 ()			
行為の内容	切土 (㎡) 盛土 (㎡)				
	その他 ()				

年 月 日

印

法人その他の団体にあつては、その主たる事務所の所在地、名称及び代表者氏名を記入してください。

景観法第16条第1項第4号の規定により、次のとおり届け出ます。

届出対象地 (対象に☑印を記入) (重点地区は該当地区に○印)	☐ 普通地区
	☐ 重点地区 (①浜田城跡周辺地区 ②浜田漁港周辺地区 ③美又温泉地区)

土地の形成の変更内容（対象に☑印を記入）			
☐ 土地の開墾	☐ 土砂の採取	☐ 鉱物の掘採	☐ その他

設計者	住所								
	氏名		電話						
施工者	住所								
	氏名		電話						
行為の場所	町名番地	浜田市							
	用途地域								
	その他								
行為の期間		着手 予定	年	月	日	完了 予定	年	月	日
土地の形成の変更内容	土地の面積	m^2							
	行為の内容	切土（ m^3 ）盛土（ m^3 ） その他（ m^3 ）							

様式第 8 号（第 7 条関係）

年 月 日

浜田市長 様

届出者 住所
氏名 印
電話番号

法人その他の団体にあつては、その主たる事務所の所在地、名称及び代表者氏名を記入してください。

物件の堆積届出書

景観法第16条第1項第4号の規定により、次のとおり届け出ます。

届出対象地 (対象に☑印を記入) (重点地区は該当地区に○印)	☐ 普通地区
	☐ 重点地区 (①浜田城跡周辺地区 ②浜田漁港周辺地区 ③美又温泉地区)

届出対象行為の種類（対象に☑印を記入）

☐ 土石の堆積
☐ 廃棄物の堆積
☐ 再生資源の堆積
☐ その他の堆積（具体の記入）

設計者	住所				
	氏名		電話		
施工者	住所				
	氏名		電話		
行為の場所	町名番地	浜田市			
	用途地域				
	その他				
行為の期間		着手 予定	年 月 日	完了 予定	年 月 日
堆積物	土地の面積	㎡		堆積物の面積	㎡
	堆積物の高さ	m			
	行為の目的				

年 月 日

届出者 住所
氏名
電話番号

法人その他の団体にあつては、その主たる事務所の所在地、名称及び代表者氏名を記入してください。

景観法第16条第1項第4号の規定により、次のとおり届け出ます。

届出対象地 (対象に☑印を記入)	☐ 普通地区
	☐ 重点地区 (浜田漁港周辺地区)

□水面の埋立て

☐ 水面の埋立て
☐ 水面の干拓

設計者	住所								
	氏名				電話				
施工者	住所								
	氏名				電話				
行為の場所	町名番地	浜田市							
	用途地域								
	その他								
行為の期間		着手 予定	年	月	日	完了 予定	年	月	日
行為の内容	土地の面積	m^2							
	行為の内容	切土（ m^3 ）盛土（ m^3 ） その他（ ）							

年 月 日

届出者 住所
氏名
電話番号

法人その他の団体にあつては、その主たる事務所の所在地、名称及び代表者氏名を記入してください。

景観法第16条第1項第4号の規定により、次のとおり届け出ます。

届出対象地（該当地区に ○印）	☐ 重点地区 （①浜田城跡周辺地区 ②美又温泉地区）
--------------------	--

施工者	住所								
	氏名				電話				
行為の場所	町名番地	浜田市							
	用途地域								
	その他								
行為の期間		着手 予定	年	月	日	完了 予定	年	月	日
伐採	土地の面積	m^2							
	行為の内容	伐採（ m^2 ） 樹種（ ）							

様式第 11 号（第 7 条関係）

年 月 日

浜田市長 様

届出者 住所

氏名

印

電話番号

〔法人その他の団体にあつては、その主たる事務所の
所在地、名称及び代表者氏名を記入してください。〕

届出後の変更届出書

景観法第16条第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

当初の届出年月日	年 月 日
行為の場所	浜田市
変更の内容	

様式第 12 号（第 9 条関係）

年 月 日

浜田市長 様

届出者 住所

氏名

印

電話番号

〔法人その他の団体にあつては、その主たる事務所の所在地、名称及び代表者氏名を記入してください。〕

行為完了（中止）届出書

浜田市景観条例第15条第1項の規定により、行為の完了（中止）について届け出ます。

届出対象地 (対象に☑印を記入) (重点地区は該当地区に○印)	☐ 普通地区
	☐ 重点地区 (①浜田城跡周辺地区 ②浜田漁港周辺地区 ③美又温泉地区)

届出対象行為の種類（対象に☑印を記入）

建築物	☐ 建築物の新築、増築、改築、移転又は撤去
	☐ 外観を変更することとなる修繕、模様替、色彩の変更
工作物	☐ 工作物の新設、増築、改築、移転又は撤去
	☐ 外観を変更することとなる修繕、模様替、色彩の変更
	☐ 看板、室外機等の設置、取替又は移転
開発行為	☐ 都市計画法第4条第12項に規定する開発行為
土地の形質の変更	☐ 土地の開墾 ☐ 土砂の採取 ☐ 鉱物の掘採 ☐ その他
屋外の土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積	☐ 土石の堆積 ☐ 廃棄物の堆積
	☐ 再生資源の堆積 ☐ その他の堆積 (具体の記入)
水面の埋立て又は干拓	☐ 水面の埋立て ☐ 水面の干拓
木竹の伐採	☐ 木竹の伐採

設計者	住所			
	氏名		電話	

施工者	住所			
	氏名		電話	
町名番地		浜田市		
行為の期間	着手日	年	月	日
		完了 (中止)	日	年 月 日

様式第 13 号（第 9 条関係）

第 号
年 月 日

様

浜田市長 印

完了検査結果通知書

年 月 日付けで完了届のあった次の行為について、次のとおり検査結果を通知します。

届出対象地	
届出対象行為の種類	
完了日	年 月 日
検査日	年 月 日
検査結果	景観形成基準 適合 非適合

様式第 14 号（第 10 条関係）

第 号
年 月 日

様

浜田市長



勧告書

年 月 日付けで届出のあった次の行為について審査した結果、浜田市景観計画に定められた当該行為についての制限に適合しないと認められますので、景観法第16条第3項の規定に基づき、年 月 日までに設計の変更その他の必要な措置をとることを勧告します。

行為の場所	浜田市	
行為の種類		
設計者	住所	
	氏名	
施工者	住所	
	氏名	
勧告の理由		
設計の変更その他の措置としてとるべき事項		

様式第 15 号（第 12 条関係）

指 令 番 号

年 月 日

様

浜田市長



命令書

景観法第17条第1項（第5項）の規定により、 年 月 日まで
に次の措置をとるよう命じます。

行為の場所		浜田市
行為の種類		
設計者	住所	
	氏名	
施工者	住所	
	氏名	
命令事項		
設計の変更その他の措置としてとるべき事項		

教示

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、浜田市長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、浜田市を被告として（訴訟において浜田市を代表する者は浜田市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、前項の審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

様式第 16 号（第 13 条関係）

第 号
年 月 日

様

浜田市長



行為着手制限期間延長通知書

景観法第17条第4項の規定により、 年 月 日まで行為着手
の制限期間を次のとおり延長することを通知します。

延長の期間		
行為の場所		浜田市
行為の種類		
行為届出日		
設計者	住所	
	氏名	
施工者	住所	
	氏名	
延長の理由		
備考		

様式第 17 号（第 14 条関係）

（表面）

第	号
所属 職・氏名	
身 分 証 明 書	
この証明書を携帯する者は、景観法（平成16年法律第110号）第17条第8項に規定する立入調査を行う職員である。	
年	月 日 交付
浜田市長	
印	

（裏面）

景観法(抜粋)
(変更命令等)
第17条 (略)
2～6 (略)
7 景観行政団体の長は、(略)景観行政団体の職員に、当該建築物の敷地若しくは当該工作物の存する土地に立ち入り、特定届出対象行為の実施状況を検査させ、若しくは特定届出対象行為が景観に及ぼす影響を調査させることができる。
8 第6項の規定により原状回復等を行おうとする者及び前項の規定により立入検査又は立入調査をする者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があった場合においては、これを提示しなければならない。
9 第7項の規定による立入検査又は立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。
第102条 次の各号のいずれかに該当する者は、50万円以下の罰金に処する。
(1)・(2) (略)
(3) 第17条第7項の規定による立入検査若しくは立入調査又は第71条第1項の規定による立入検査を拒み、妨げ、又は忌避した者
(4)～(8) (略)

様式第 18 号（第 16 条関係）

年 月 日

浜田市長 様

届出者 住所

氏名

印

電話番号

〔法人その他の団体にあつては、その主たる事務所の
所在地、名称及び代表者氏名を記入してください。〕

景観重要建造物（樹木）現状変更許可申請書

景観法第22条第1項（第31条第1項）の規定により、次のとおり申請します。

景観重要建造物 （樹木）の名称					
指定番号		第 号 指定年月日 年 月 日			
行為の場所		浜田市			
設計者	住所				
	氏名		電話		
施工者	住所				
	氏名		電話		
行為の期間		着工 予定	年 月 日	完了 予定	年 月 日
行為の内容					

様式第 19 号（第 17 条関係）

年 月 日

浜田市長 様

届出者 住所

氏名

印

電話番号

〔法人その他の団体にあつては、その主たる事務所の
所在地、名称及び代表者氏名を記入してください。〕

景観重要公共施設の占用等事前確認申出書

浜田市景観条例第25条第1項の規定により、次のとおり事前確認を申し出ます。

占用(又は許可)の場所	浜田市
占用(又は許可)の物件	
名称	
構造及び規模	
数量	
デザイン・色彩・使用材料等で景観に配慮した内容	

備考

- 1 この申出書は、浜田市景観計画において、良好な景観の形成に重要なものとして指定する公共施設について、占用(又は許可)等の対象となる施設のデザインについても公共空間の整備内容や周辺景観との調和に配慮したものとしていただくため、許可申請の前にその内容について事前に確認するため、提出していただくものです。

様式第 20 号（第 17 条関係）

第 号
年 月 日

様

浜田市長



景観重要公共施設の占用等事前確認回答書

浜田市景観条例第25条第1項の規定により、 年 月 日付け
で申出のあった事前確認について、次のとおり回答します。

占用(又は許可)の場所	浜田市
占用(又は許可)の物件	
名称	
構造及び規模	
数量	
意見欄	